

○防衛省告示第二百四十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和二年十一月二十日次のとおり決定された。

令和二年十一月二十五日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約四、〇〇〇平方メートル

陸上自衛隊が庁舎プレハブ等の建設用地

等として共同使用する。

使用期間…陸上自衛隊オスプレイの暫定
配備が終了する日まで

六〇二九 キャンプ・コートニ
うるま市

国有
土地…約一〇〇平方メートル

ー
民有
土地…約七、五〇〇平方メートル

自衛隊が訓練用地として共同使用する。

使用期間…令和二年十一月二十三日から
同年十二月十六日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三一二七 富士営舎地区 御殿場市 国有 建物…約五、一〇〇平方メートル

国有
工作物…門等

三一八八 相馬原演習場

群馬県北群馬郡榛東 国有

倉庫等として追加提供する。

土地…約二三〇、〇〇〇平方メートル

村 国有 建物…約六、九〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和二年十一月三十日から同

年十二月二十二日までの間

陸上自衛隊相馬原演習場及び陸上自衛隊

相馬原駐屯地の施設の一部を、地位協定

第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域

として提供する。この場合において、合

衆国軍隊がこの施設及び区域を使用して

いる期間中は、地位協定の関連ある条項

が適用される。

三二八九 朝霞駐屯地

朝霞市、新座市、東 国有

建物…約一二、〇〇〇平方メートル

京都練馬区

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和二年十一月二十一日から

同年十二月二十日までの間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。

五一二五 健軍駐屯地

熊本市

国有

土地…約二七、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約七、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和二年十一月二十四日から

同年十二月十八日までの間

陸上自衛隊健康軍駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三〇三五 習志野演習場 船橋市、八千代市 国有 土地・約一、〇七六、〇〇〇平方メートル

ル

国有 建物・約一一、〇〇〇平方メートル

国有 工作物・門等

空挺降下用地等として新規提供する。

使用期間・令和三年一月三日から同月十

八日までの間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊

習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定

第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域

として提供する。この場合において、合

衆国軍隊がこの施設及び区域を使用して

いる期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。